

### 3. 豊かな国民生活の実現を目指した経済運営と今後の進め方

#### (1) マクロ経済運営

鳩山政権は、「新成長戦略」の実行と並行して、豊かな国民生活の実現を目指したマクロ経済運営を行う。

デフレは、経済、ひいては国民生活に大きなマイナスの影響を及ぼす。デフレの克服を目指し、政府は、日本銀行と一体となって、できる限り早期のプラスの物価上昇率実現に向けて取り組む。また、家計が得る所得が増加し、国民が成長を実感できる名目成長率の実現を最重要課題と位置付けた経済運営を行う。具体的には、2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長、2020年度における我が国の経済規模（名目GDP）650兆円程度を目指す。

「新成長戦略」においては、グリーン・イノベーションやライフ・イノベーションを創出し、成長のフロンティアを拡大していくことが、新たな需要と雇用を拡大する鍵となる。そのためには、世界の中でも優れた産業競争力を維持・強化する必要があり、企業はその原動力となる。また、教育や職業訓練等を通じたヒトへの投資や労働参加の拡大が、極めて重要な役割を担うこととなる。政府は「コンクリートから人へ」の政策でこれを支える。

「新成長戦略」を通じた雇用創造等により、現在5%を越えている失業率については中期的に3%台への低下を目指す。同時に、若者・女性・高齢者を始め就業を希望するすべての国民が働くことのできる環境を整える。また、所得等の格差に十分注意を払いつつ経済運営を行う。

数値としての経済成長率や量的拡大のみを追い求める従来型の成長戦略とは一線を画した。生活者が本質的に求めているのは「幸福度」(well-being)の向上であり、それを支える経済・社会の活力である。こうした観点から、国民の「幸福度」を表す新たな指標を開発し、その向上に向けた取組を行う。

鳩山政権の成長戦略である需要創造型経済への転換には、政治的リーダーシップが不可欠な要素である。政治主導で過去の内閣では手を付けることができなかった、利害団体の既得権や省庁のタテ割りの弊害にメスを入れ、真

に必要なものへの「選択と集中」を実現し、これまで実現されなかった国民のニーズに応えていく。政権交代によって誕生した鳩山政権は、過去のしがらみにとらわれることなく、これを打破する突破力をもって取り組む。

## (2) 新たな成長戦略の取りまとめに向けた今後の進め方

本「基本方針」に沿って、来年初めから有識者の意見も踏まえる形で以下のような「肉付け」を行い、その結果も踏まえて、「成長戦略策定会議」において、2010年6月を目途に「新成長戦略」を取りまとめることとする。

### (目標・施策の具体化・追加)

2. に掲げた各戦略分野について、「国民の声」も踏まえつつ、①需要創造効果、②雇用創造効果、③知恵の活用(財政資源の有効活用)等の視点から、目標設定、施策の更なる具体化や追加などについて検証を行うとともに、新たに明らかになった課題について、その解決に向けた方策を徹底的に検討する。

### (「成長戦略実行計画(工程表)」の策定と政策実現の確保)

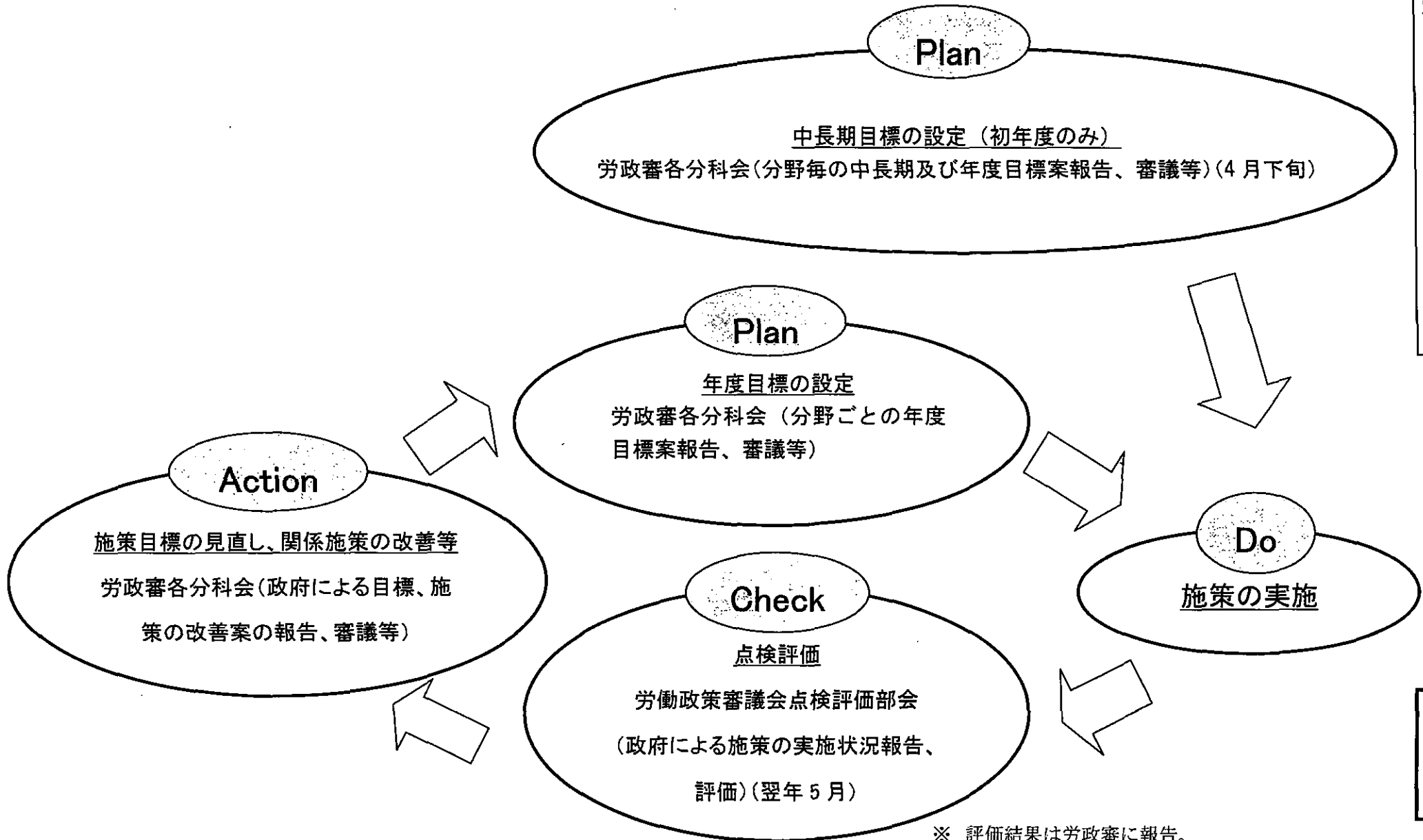
政策は「実現」してこそ意味がある。

本「基本方針」に盛り込まれた目標・施策に加えて、上述の「目標・施策の具体化・追加」を行った上で、「新成長戦略」の取りまとめ時に、国家戦略室において「成長戦略実行計画(工程表)」を策定する。その際、2010年内に実行に移すべき「早期実施事項」、今後4年間程度で実施すべき事項とその成果目標(アウトカム)、2020年までに実現すべき成果目標(アウトカム)を時系列で明示する。

加えて、「成長戦略実行計画(工程表)」を計画倒れに終わらせずに確実に実現するため、「政策達成目標明示制度」(「予算編成等の在り方の改革について」(平成21年10月23日閣議決定))に基づく、各政策の達成状況の評価・検証を活用する。



# 労働政策における PDCA サイクルの流れ



※ 評価結果は労政審に報告。

## 労働政策に係る点検評価部会の設置について

### 1. 趣 旨

昨年12月24日に開催された第2回雇用戦略対話において、雇用戦略については、目標年次における数値目標を設置し、具体策を明記するとともに、PDCAサイクルに則り、その運用実績を検証・改善する必要があるとの意見があった。

また、「新成長戦略（基本方針）」において、雇用戦略対話等を踏まえ2020年までの具体的な目標を定めることとされている。

これらを踏まえ、厚生労働省として以下の取組を進めることとする。

### 2. 取 組

具体的には、

- ① 長期目標、年度目標の案を厚生労働省から各分科会に報告。各分科会は各分野の長期目標及び年度目標について報告を受け、これらについて審議等を行う。
- ② 労働政策審議会の下に新たに設置する「点検評価部会」において、目標に向けた施策の運用実態について政府から報告、これらについての評価を実施  
という仕組みを構築する。

### 3. 点検評価部会の構成員について

労働者、使用者、公益委員の3者（公労使5名ずつ）、計15名で構成

### 4. スケジュール（案）

（別紙）

(別紙)

## スケジュール (案)

### <平成22年度>

4月1日	労働政策審議会	点検評価部会の設置
4月下旬	各分科会	長期目標、年度目標の報告、審議等
5月－6月	点検評価部会	今後の進め方について
12月 or 1月	点検評価部会	22年度の進捗状況についての検証
3月	各分科会	23年度の年度目標の報告、審議等

### <平成23年度>

5月 or 6月	点検評価部会	22年度の年度目標に係る評価
	各分科会	点検評価部会から評価、厚生労働省から施策の改善案の報告、審議等
12月 or 1月	点検評価部会	23年度の進捗状況についての検証
3月	各分科会	24年度の年度目標の報告、審議等

注) 点検評価部会の評価意見の取扱い

- ・各分科会において、改善策を新年度の施策に取り入れ、大臣に報告、公表。
- ・点検評価部会の審議状況は、労政審本審にも報告。

平成22年4月1日

## 労働政策審議会における部会の設置について

労働政策審議会においては、労働政策審議会運営規程第八条に基づき、本審の下に部会を設置することができる。

### 労働政策審議会運営規程（抄）

第八条 分科会の所掌事務に属さない特定の事項を調査審議するに当たって、会長が必要と認めるときは、審議会に当該事項を調査審議するための部会を置くことができる。

第十二条 この規程に定めるもののほか、分科会の議事運営に関し必要な事項は、分科会長が当該分科会に諮って定める。

2 前項の規定は、第八条に規定する部会について準用する。